

# 大分県立日田三隈高等学校 学校いじめ防止基本方針

## 1. はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸になって組織的に対応することが必要である。

しかしながら、未だにいじめを背景とした生徒の生命や身体に重大な危険が生じる事案が全国で発生しているのが現状である。

いじめから一人でも多くの生徒を救い、安心、安全な学校生活を保障するためには、生徒を取り囲む教職員一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚することである。このように教職員総がかりでいじめの問題に対峙するために基本方針や体制を整備した。

## 2. いじめについて

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等がおこなう心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ対策推進法）

※ 個々の行為が「いじめ」に箔たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つ必要がある。この際、いじめには、多様な態様かおることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。

### (2) いじめの集団構造と態様

いじめは①「被害者」と②「加害者」だけの問題ではなく、周りではやしたてたりする③「観衆」や見て見ぬふりをずる④「傍観者」が結果的にいじめを助長・促進してしまう。しかし 周りで見ている生徒の中から「仲裁者」が現れる。この層は、「見て見ぬふりをする者」の層から積極的方向へと分化した生徒たちである。彼らは、暴力を否定し、善悪についての判断力を備えている。このいじめに対する批判層を育てていくことが、いじめ防止指導では重要である。または直接止めに入らなくても否定的反応を示すことで加害者への「抑止力」にもつながる。

### 3. いじめ予防、防止に向けての年間指導計画

#### ・全校生徒対象

- (1) 每学期始業日から2週間の登校指導での生徒観察をおこなう。
- (2) 每学期始某日より「面接旬間」を設定し学級担任、副担任による面談をおこなう。
- (3) 每学期末に「学校生活アンケート」の実施
- (4) ネット上のいじめに関する専門家による講話
- (5) 平和教育、人権講演会の開催
- (6) 積極的なボランティア活動への参加呼びかけ

#### ・新入生対象

- (1) ネット安全教育の外郎講師による HRA をおこなう。

#### ・希望生徒

- (1) 教育相談部による「ピアサポートトレーニング」をおこなう。